

平成28年12月9日
道路局

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 に関するパブリックコメントについて

国土交通省は、12月9日より、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案のパブリックコメントを開始します。

高速道路に路線番号を付すことによりわかりやすい道案内の実現を目指す「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」（平成28年10月24日高速道路ナンバリング検討委員会とりまとめ）、本線への入口の誤認識による逆走等の予防の必要性、スマートICの利便性向上の必要性等を踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正を行うことを予定しております。

つきましては、標記について、広く国民の皆様からのご意見を賜るべく、パブリックコメント（意見公募）を開始しますので、皆様にお知らせ致します。

1. 改正の概要

別紙のとおり

2. 意見募集の期間

平成28年12月9日（金）から平成29年1月7日（土）まで（必着）

※パブリックコメントの詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）をご参照下さい。

問い合わせ先

国土交通省道路局企画課 課長補佐 平岩 洋三（内線37-562）

路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37-332）

代表番号：03-5253-8111 FAX：03-5253-1618

直通番号：03-5253-8485（企画課） 03-5253-8480（路政課）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案について

平成28年12月9日
道 路 局

1. 改正の背景

高速道路に路線番号を付すことによりわかりやすい道案内の実現を目指す「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言」（平成28年10月24日高速道路ナンバリング検討委員会とりまとめ）、本線への入口の誤認識による逆走等の予防の必要性、スマートICの利便性向上の必要性等を踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正を行うことを予定しております。

2. 改正の概要

(1) 「高速道路番号」の標識の新設

高速道路の路線番号を案内する標識を新設します。



「高速道路番号」（118-3）

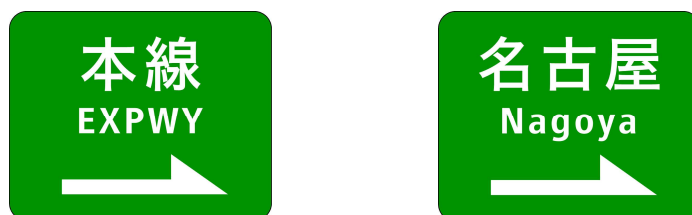
(2) 一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更

一般道路上の「方面及び方向」等の案内標識において、下図のとおり高速道路番号を表示できることとします。



(3) 「サービス・エリア、駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定

サービス・エリア、駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等の予防のため、英語表記の適正化を含め、本線への入口を示す標識を新たに規定します。



「サービス・エリア、駐車場から本線への入口」(117-2)

(4) スマートIC関係の標識を新たに規定

スマートICの利便性向上や非ETC車の誤進入による逆走等の予防のため、英語表記の適正化も含め、「入口の方向」、「方面及び出口の予告」等の案内標識において、当該出入口が「ETC専用」等である旨表示できることとします。



(5) 高速道路上の案内標識における行き先地名表示の特例

出口ICの間違いによる逆走等の予防のため、高速道路上の「出口の予告」等の案内標識において、必要に応じて、IC名称と行き先地名を分離して下図のとおり表示できることとします。



3. スケジュール (予定)

平成29年2月上旬 公布

平成29年2月中旬 施行